

様式第 40 の 2 (第41条の 6 関係) (平20経産令69・追加、令元経産令1・令2 経産令92・一部改正)

自動納付申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許番号 (実用新案登録番号又は意匠登録番号)

2 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

予納台帳番号

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

5 提出物件の目録

[備考]

1 特許権について自動納付の申出をする場合は、表題は「自動納付申出書 (特許)」と、実用新案権についてする場合は、「自動納付申出書 (実用新案)」と、意匠権についてする場合は、「自動納付申出書 (意匠)」と記載する。

2 「特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)」の欄には、第41条の 5 の規定により当該自動納付申出書を援用して特許料又は登録料の納付の申出をしようとする特許権者、実用新案権者又は意匠権者を明瞭に記載する。共有に係る特許権、実用新案権又は意匠権の場合にあっては、次のように欄を繰り返して設けて、すべての権利者を記載する。

特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

- 3 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで、様式第8の備考1から3まで並びに様式第38の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは、「申出人」と読み替えるものとする。